

財関第485号
平成26年5月15日

(各)税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 宮内 豊

関税法基本通達等の一部改正について

関税評価に係る事前教示制度の輸入者等利便の一層の向上を図るため、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、平成26年6月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

(税関様式の一部改正)

税関様式C第1000号-18の次に、税関様式C第1000号-19から税関様式C第1000号-21までをそれぞれ別紙2-1から別紙2-3までのように定める。

(記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙2-4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。